

南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針

須崎市

南海地震津波対策検討会本部PT会議において各課等の進捗状況を報告確認し、指針の修正及び追加項目について協議した。

行動指針の具体策の中で未実施の項目等については、対策を進めるとともに所管課等においては、具体的行動の修正・追加等、適宜対策の検討を行い、中期、長期の進捗管理と検証を行いながら、平成35年度を目標に各具体策の実施を図ることとした。

平成29年7月24日

南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針について

この行動指針は、平成25年3月に中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」、また、同年5月に高知県が公表した「〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定」を踏まえ、最大クラスの地震・津波と発生頻度の高い一定程度の地震・津波への予防対策、地震・津波発生後の応急・復旧・復興対策において、事前に備えるべき対策を設定した上で、計画的に防災・減災対策を進めるために取りまとめたものです。

南海トラフ巨大地震対策を進める上での基本方針

本市の地震・津波対策は、須崎市地域防災計画を基本に、南海トラフの地震・津波災害への対策を定めていますが、今回、新たに公表された人的・物的被害の想定を踏まえ、継続的に実施する対策に加えて、中長期的に実施すべき対策、新たに実施しなければならない対策など、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めていかなければなりません。

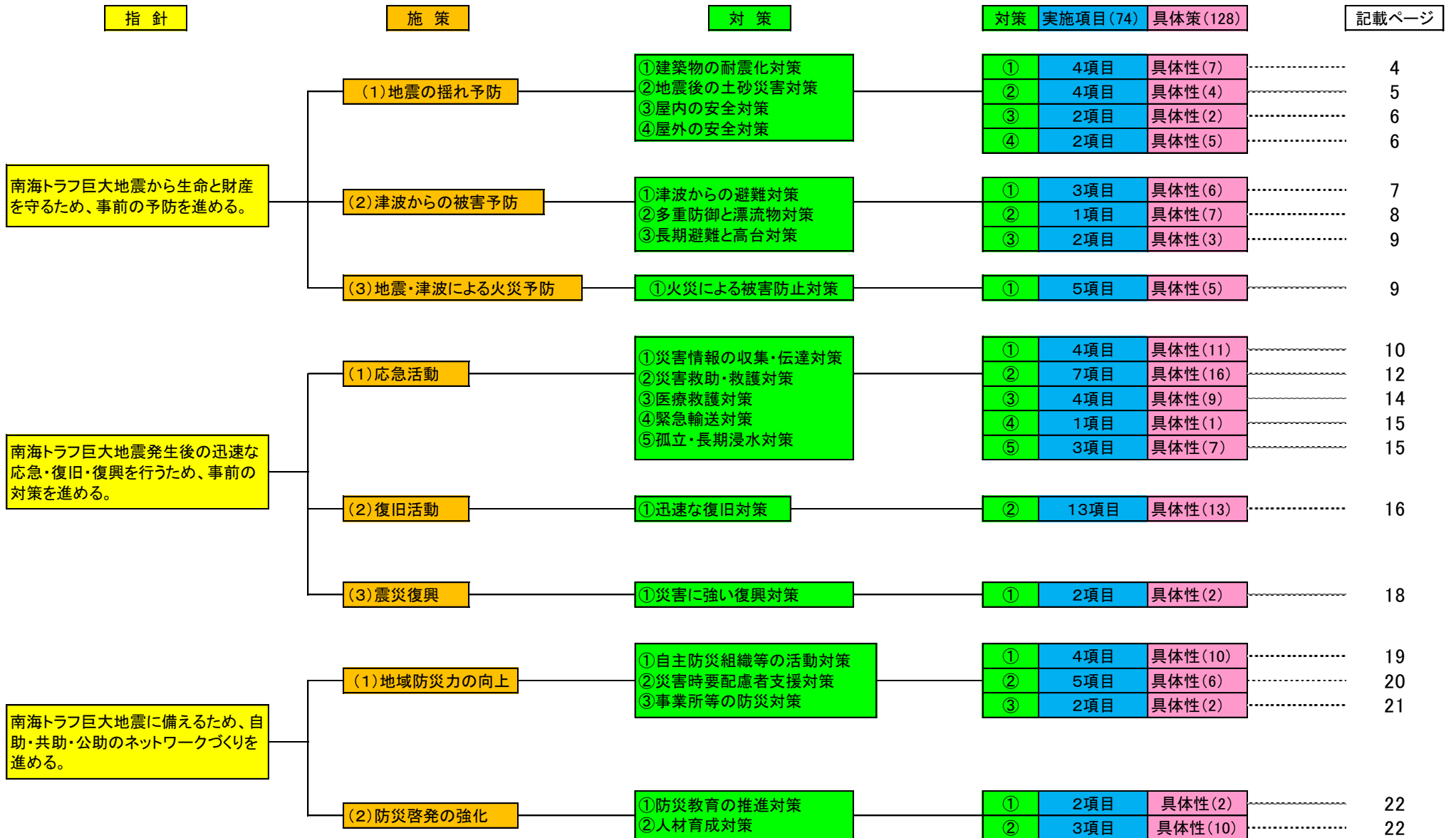
国、県との連携、役割分担はもとより、迅速かつ効果的な対策を推進していくために、中央防災会議の防災基本計画や高知県の地域防災計画・南海トラフ地震対策行動計画との整合性を図りながら「須崎市地域防災計画震災対策編」と「須崎市南海地震津波対策基本方針」を軸に、平成26年度を初年度として向こう10箇年の行動指針を策定し、取り組みを促進するものであります。

行動指針の体系・計画管理

本行動指針は、事前の予防、事前の対策、自助・共助・公助のネットワークに関する3つの指針により、施策・対策を掲げて、具体的に実施する項目と具対策【所管】を定めています。（別途、体系図参照）

また、計画性を高めるために計画期間を設定し、実施から達成までのプロセスを管理するとともに、対策の実施効果を検証しながら行動を進めていきます。

南海トラフ巨大地震の被害軽減に向けた対策行動指針の体系図



1. 南海トラフ巨大地震から生命と財産を守るため、事前の予防を進める

(1) 地震の揺れ予防

①建築物の耐震化対策

南海トラフ巨大地震では、長く強い揺れによって1,000棟の建物が被災し、これにより60人の死者、790人の負傷者が発生すると想定されています。（「高知県被害想定」（平成25年5月）より）

また、揺れによって建築物が被害を受けた場合、すぐに襲ってくる津波から避難することが困難となり、人的被害をさらに拡大させる要因となります。

本市では、地震時に倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた建築物の倒壊等による人的被害を軽減するため、須崎市住宅耐震化促進事業や市有建築物の耐震化に取り組んでいます。平成29年3月末日現在、木造住宅では195棟の耐震改修に係る補助を行うとともに、庁舎の耐震化に取り組み、市立保育園、市立小中学校では、耐震改修をほぼ終了しました。

今後も、建築物の耐震化の取り組みを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|---|---|--|----------------------------------|----------------------|
| | | 短期（2箇年） （H26～27） | 中期（5箇年） （H28～30） | 長期（10箇年） （H31～35） |
| 建築物の耐震化の促進 | 須崎市耐震改修促進計画を見直し、耐震化率の向上を図るとともに、住宅の耐震化に関する啓発・情報提供を強化し、住宅耐震化促進事業（耐震診断・耐震設計・耐震改修）の推進を図る。 【地震・防災課】 | 計画見直しは未実施 住宅耐震化については、広報、各自主防の会議等で啓発しながら、職員や学生、高知県中小建築業協会による戸別訪問で推進した。 | 計画見直し 耐震化の啓発は継続実施 | 継続実施 |
| | 事業所建築物の耐震化促進の必要性の広報。 【元気創造課 税務課 地震・防災課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |
| 市有建築物耐震化計画の推進 「須崎市市有建築物耐震化計画」に基づいた市有建築物の耐震工事を順次進めるとともに、非構造部材の耐震化等含め、継続した耐震化計画の策定を図る。 | 市立保育園の耐震補強工事を順次実施する。 【子ども・子育て支援課 住宅・建築課】 | 実施 （H25年度安和保育園実施済） | 検討 （吾桑保育園・民間2園については統合計画の中で協議） | — |
| | 市立小中学校の校舎及び体育館の耐震補強工事を順次実施します。 【学校教育課 住宅・建築課】 | 実施 | 実施 （H28年度全小中学校工事完了予定） | — |
| | 市立公民館の耐震補強工事を順次実施する。 【生涯学習課 総務課 住宅・建築課】 | 上分公民館工事完了 | 吾桑公民館、多ノ郷公民館工事完了予定 | 継続実施 |
| 安和市民交流センターの耐震化（新規 H29） | 安和市民交流センターの耐震化 【生涯学習課】 | — | 検討 | 検討 |

| | | | | |
|-----------------|--|----------|----------|------|
| 地域コミュニティ施設耐震化促進 | 地域コミュニティ施設の耐震化。 【元気創造課 住宅・建築課】 | 管理状況調査実施 | 制度のあり方検討 | 検討 |
| 社会福祉施設等の耐震化促進 | 社会福祉施設や医療機関に対し、耐震化について働きかけを行います。 【健康推進課 福祉事務所 長寿介護課 住宅・建築課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |

②地震後の土砂災害対策

新潟県中越地震や宮城・岩手内陸地震では、多くの箇所です砂災害が発生し、人的・物的な被害や地域の孤立が発生しました。

記録が残っている過去の南海地震はいずれも降雨の少ない冬期に発生しており、降雨の多い時期に発生すれば、過去に例の無い大規模な土砂災害が発生することも懸念されます。

このため、土砂災害の発生を防止するハード対策について高知県への要望を行っていくとともに、ソフト対策を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|--------------------|---|---|----------------|------------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| がけくずれ住家防災対策事業の推進 | 土砂災害による住家への災害防止に関する情報提供と啓発事業を強化し、がけ崩れ対策事業の推進を図る。 【建設課】 | 実施 要望箇所に優先順位をつけ、危険性が高い箇所から毎年事業を行っている。（H27 年度 5 件実施） | 継続実施 | 継続実施 |
| 道路法面等の点検及び修繕等の安定対策 | 幹線道路法面の土工及び構造物の危険箇所を調査し、防災対策の推進を図る。 【建設課】 | 調査については H25 年度に 21 路線で一時点検を実施しており、H27 年度に 2 路線で二次点検を実施した。 修繕計画は未実施 | 調査継続 修繕計画策定 | 修繕計画に基づき実施 |
| 応急工事の実施体制の確立 | 緊急時の土砂除去の連絡及び協力体制（県規模での体制）の整備。 【建設課】 | 未策定 | 体制整備計画策定 | 協定等協力体制の整備 |
| 残土処理場の選定と確保 | 大量に発生する残土の仮置き場の場所選定と確保。 【建設課】 | 選定済み H26 年度に公共残土処理用地を選定したが、用地取得に課題。 | 用地確保 | 用地確保 |

③室内の安全対策

建築物の倒壊を免れても、家具の転倒や家電製品の落下、ガラスの飛散等によって命を落したり、怪我をすることが考えられます。また、怪我をしたことが原因で、津波や火災からすぐに避難することができず命を落としてしまうことも考えられます。

このため、家具の転倒やガラスの飛散等の防止対策について啓発・情報提供を強化するとともに、災害時要援護者の属する世帯を対象とした家具転倒予防金具等取付事業を継続的に実施します。また、市有建築物の室内における安全対策を推進します。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|-----------|--|----------|----------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 室内の安全化の推進 | 防災マニュアル配布。 防災マニュアルのホームページ掲載。 事前対策の必要性について周知・啓発。 （ガラス飛散防止のためのフィルム・家具転倒防止金具設置・非常持ち出し袋準備等） 事業者（ホームセンター）協力による防災コーナーの設置・啓発。 室内の安全対策についての学習会開催。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 室内からの避難対策 | 家の中からの避難経路確保の必要性周知・啓発。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

④屋外の安全対策

屋外では、地震の揺れによるブロック塀等の倒壊により被害を受ける事や、倒壊したブロック塀等で避難経路が塞がれることにより、津波や火災から早く避難できなくなることが考えられます。

また、屋外広告物の破損・落下による被害や、重油タンクの転倒による重油の流出やそれによる火災などの恐れもあります。

このため、こうした構造物に対する安全対策を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|------------------------|---|----------|----------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 掲示板や看板（屋外広告物）などの落下物の対策 | 落下防止対策の啓発。 【元気創造課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |
| 塀、電柱、自動販売機等の倒壊、転倒対策 | ブロック塀の安全対策。 【地震・防災課】 | 啓発を実施 | 補助事業開始 | 継続実施 |
| | 電柱：四国電力・N T T等設置事業者へ安全管理を依頼。 【元気創造課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |

| | | | | |
|--|-----------------------------|-----------------|-------|------|
| | 自動販売機等：安全管理の啓発。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 橋の安全対策。 【建設課】 | 未実施 長寿命対策を実施 | 耐震化検討 | 検討 |

(2) 津波からの被害予防

①津波からの避難対策

東日本大震災では、従来の想定を上回る大規模な津波が発生し、甚大な被害が発生しました。南海トラフ巨大地震では、これを上回る規模の地震・津波が発生し、過去に津波浸水の記録が無かった地域を含め、甚大な被害が発生する恐れがあります。

本市では歴史地震の記録等から、津波からの緊急避難場所を海拔20m以上で更に高いところへ避難可能であることを条件とし、市内86ヶ所を緊急避難場所として指定しています。

現在、この緊急避難場所までの避難経路の整備を実施しており、継続的に実施しながらハード対策とともに、避難訓練等のソフト対策を集中的に実施します。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|--------------|--|---------|---------------------------------------|----------|
| | | 短期（2箇年） | 中期（5箇年） | 長期（10箇年） |
| 避難場所・避難経路の整備 | 緊急避難場所・避難経路について優先順位に基づき、用地の合意の得られたところから順次整備を進める。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 緊急避難場所・避難経路について夜間でも見やすい避難誘導灯等の設置を進める。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 緊急避難場所案内板・避難誘導板の設置。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 避難経路の安全点検を定期的に実施する。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 避難経路の再検討 | 避難経路について再検討を行う。 都市計画道路の再検討（城山避難道他） 【地震・防災課 建設課】 | — | 検討 （都市計画道路の再検討については立地適正化計画を策定中。） | 検討 |
| 津波避難訓練の実施 | 早期避難率を高める避難訓練を基本に季節・時間帯など様々な想定に基づいた訓練を実施する。 地域での定期的な図上訓練の実施と検証。 【地震・防災課】 | 実施 | 避難所運営マニュアルができ始めているので、実地訓練を行う。図上は適宜行う。 | 継続実施 |

②多重防御と漂流物対策

津波（L1）・高潮による人的・物的被害を軽減するためには、避難のためのリードタイムを長くする防波堤・防潮堤と浸水による被害などを軽減するための漂流物防護施設の整備を推進します。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|---------------------------------------|---|----------------------|------------------------------|------------|
| | | 短期（2箇年） | 中期（5箇年） | 長期（10箇年） |
| 津波の浸水及び津波漂流物の衝突による人的被害、施設被害の軽減（L1・高潮） | 既設防潮堤の陸閘改良、水門の改良及び新設、可能な範囲で陸閘の常時閉鎖などに取り組み、津波の流入を防止する。【農林水産課 地震・防災課】 | 実施計画策定済み | 事業計画に基づき実施 | 継続実施 |
| | 新設堤防などの海岸施設の耐震化を図るとともに津波防護ラインまでの嵩上げや無堤区間の解消を図っていく。【農林水産課 地震・防災課】 | 実施計画策定済み | 事業計画に基づき実施 | 継続実施 |
| | 漂流物対策背後地集落の人的被害、施設被害の軽減のため漂流物捕捉施設の設置をする。【農林水産課 地震・防災課】 | 見直しを実施 | 捕捉施設等の検討 | 継続実施 |
| | 陸閘の閉鎖マニュアル（誰が・いつ・どのタイミングで）等を含めた避難行動のルールづくりや勉強会を開催する。【農林水産課 地震・防災課】 | 消防団震災時行動ルール等の周知・徹底 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 津波漂流物の軽減を図るため、水域の船舶及び廃船、養殖子割等の係留方法について協議する。【農林水産課 地震・防災課】 | 啓発等の実施、関係漁協・管理者等との協議 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 重油タンクの漂流物対策を実施する。【農林水産課 地震・防災課】 | 実施計画策定済み | 農業用タンク継続実施 漁業用地下タンク化実施・完了 | 農業用タンク継続実施 |

③長期避難と高台対策

東日本大震災では、従来の想定を上回る大規模な津波が発生し、甚大な被害が発生しました。南海トラフ巨大地震では、これを上回る規模の地震・津波が発生し、過去に津波浸水の記録が無かった地域を含め、甚大な被害が発生する恐れがあります。

緊急避難場所の整備により、津波から避難できたとしても、家屋や施設等が流され、避難の長期化や日常生活の維持が困難になることも予想されます。

被災後、住民が出来るだけ早く日常生活が営めるよう、災害時の高台既存施設の有効活用について検討を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|----------|--|-------------------------|---------------------------------|------------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 避難施設の確保 | 新たな避難施設の建設は、財政状況からも困難であるため、既存の高台施設の確保が必要である。学校の体育館や空教室、公民館、コミュニティセンター等、耐震化が認められる施設の利用に向けた取り組みを進める。 【地震・防災課 総務課】 | 避難施設の指定 収容可能人数の確定を実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 市立保育園・市立小中学校・市立公民館の移転及び避難施設への移行。 【総務課 地震・防災課 学校教育課 生涯学習課 子ども・子育て支援課】 | 移転の必要性未検討 | 移転の必要性検討 | 移転・避難計画の策定 |
| 避難所の要件整備 | 避難生活の質向上のため、備蓄品及び発電機等の配備用品の整備を進める。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 (市立小中学校、ソーラー発電、蓄電池整備済み) | 継続実施 |

(3) 地震・津波による火災予防

①火災による被害防止対策

阪神・淡路大震災では、地震の発生直後から同時に多くの場所で火災が発生し、多くの命が失われました。

また、東日本大震災でも津波で漂流した車両等の発火により火災が発生し、被害を拡大させていることを踏まえ、初期消火の重要性等について啓発を行うとともに、消防水利の整備を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|--------------|--|----------|----------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 火気使用器具等の防火対策 | 直接火を使う暖房器具や調理器具からの出火を防止する。器具の転倒防止対策および器具付近の天井・壁等の防火対策を施す。直接火を使用しない器具等への交換も考慮していく。 【消防署】 | 啓発・指導を実施 | 継続実施 | 継続実施 |

| | | | | |
|-------------|---|--|----------------|------|
| 住宅用火災警報器の設置 | 住宅における火災の発生をいち早く感知するため、義務設置となっている住宅用火災警報器の設置率100%を目指し、未設置住宅に設置指導を行う。 【消防署】 | 署員・団員等による個別訪問は未実施。広報やケーブルテレビでお知らせしている。 | 広報等活用して設置促進を図る | 継続実施 |
| 住宅の延焼防止対策 | 延焼を防止するため住宅周囲の可燃物等を適切に管理する。可燃物等を保管する場合は、防火上安全な倉庫等に収納する。 【消防署】 | 啓発・指導を実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 危険物の適正管理 | 住宅等におけるガソリン、軽油、灯油などの危険物を適切に管理する。 【消防署】 | 啓発・指導を実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 水利の確保 | 震災時に有効な消火に必要な水利を確保する。特に地震に強い耐震性貯水槽、消火栓などの水利を確保する。 【消防署】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

2. 南海トラフ巨大地震発生後の迅速な応急・復旧・復興を行うため、事前の対策を進める

(1) 応急活動

①災害情報の収集・伝達対策

南海トラフ巨大地震発生時に市民が津波からの迅速な避難などの的確な危険回避行動をとるためには、市民自らの正しい知識や日常の備えが重要であるとともに、市による避難勧告・指示などの情報伝達を迅速に行うことが重要です。

また、的確かつ迅速な初動、応急活動を行ううえで、正確な被災情報を素早く入手し、防災関係機関や被災者との間で情報共有を行うことが重要です。

しかし、大規模な災害では、被害の大きい地域から情報が入らず被害の全体像がつかめないといったことが予想されます。

このため、南海トラフ巨大地震発生時において混乱なく情報の収集や伝達ができるよう、体制づくりを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|------------|--|-------------|---------|----------|
| | | 短期（2箇年） | 中期（5箇年） | 長期（10箇年） |
| 防災行政無線等の整備 | 孤立地域や避難所と災害対策本部との間で情報共有を行うための通信機器として、無線通信機等（トランシーバーなど）の整備。 【地震・防災課】 | 避難所・孤立集落に整備 | 保守・維持管理 | 継続実施 |
| | 須崎市の地域公共ネットワーク（光ファイバー通信網）等の断線時においても無線やケーブル（ネットワーク回線）の二重化等による通信手段の多重化。 【企画政策課】 | 検討 | 実施 | 継続実施 |

| | | | | |
|----------------|---|--------------------------------|----------------------|------|
| | 消防救急無線の混信の防止や音声の鮮明化が図れるデジタル化の実施。 【消防本部 消防署】 | 計画策定し整備を実施 | 28年度運用開始 | — |
| 通信設備・機器の整備 | 公衆無線 LAN 等による通信環境の整備を図り、インターネットを利用した情報収集・伝達。 【企画政策課】 | 検討 | 検討 | 実施 |
| | 職員による災害情報の収集・伝達を行うため、各班に無線通信機器（トランシーバー）の配備。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 所管を地震・防災課に変更 | 継続実施 |
| | 情報電源のバックアップ 【企画政策課】 | 検討 | 検討中 | 検討 |
| 救助伝達・安否確認体制の整備 | 災害時伝言ダイヤルの利用方法の周知をはじめ、災害用の地上臨時電話の設置及び伝言板など複数の情報伝達・被災者連絡システムを構築する。 【企画政策課 地震・防災課】 | 一部実施 避難所及び福祉避難所等へ臨時電話を配備した。 | 実施 | 継続実施 |
| | 緊急避難場所等の高台からサインが送れる手段を確保する。 【地震・防災課】 | 未検討 | 符号・メール送信設備等の検討・導入 | 実施 |
| | 事前登録により、災害時における情報のメール配信システムの整備。 【地震・防災課 企画政策課】 | 携帯電話3社との連携で整備済み | 維持管理 | 継続実施 |
| メール配信システムの整備 | 消防当直職員及び初期登庁可能職員による防災行政無線等の通信訓練の実施。 【地震・防災課 消防署 総務課】 | 災害対策本部設置運営訓練で実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 通信訓練の実施 | 災害対策本部と医療救護病院や医療救護所との連絡体制の確立と通信訓練の実施。【健康推進課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

②災害救助・救護対策

高知県は、南は太平洋、北は四国山地に囲まれているため、南海トラフ巨大地震発生時には道路の寸断により孤立し、救援物資の到着が遅れる事が考えられます。本市の被害想定（「高知県被害想定」（平成25年5月）より）では、16,000人の避難者が発生すると想定されていますが、避難に至らなかった場合でも、平常の生活とは異なった厳しい環境での生活を余儀なくされることが予想されます。

このため、被災者の支援を混乱なくできるよう、備蓄対策や救援のための体制づくりを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|-----------------|--|---|-------------------------------|--------------------|
| | | 短期（2箇年） | 中期（5箇年） | 長期（10箇年） |
| 避難所の整備の推進 | 避難所でまず必要となる物資の備蓄を図るとともに、防災備蓄倉庫の整備や物資の備蓄方法を検討します。 【地震・防災課】 | 孤立を考慮の上、3日分の備蓄を念頭に実施。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 緊急避難場所で屋外の場所について、トイレ・テント等を整備します。また、避難所への衛生用品及び発電設備等を整備する。 【地震・防災課 環境保全課】 | 中期整備計画は未策定 テント・トイレについては配備開始。 | 自家発電設備等整備 中期整備計画策定 | 保守・維持管理 |
| | 避難した方の内、要介護者や乳幼児を2次避難させる福祉避難所について他自治体等と、また避難所が不足した場合に備え、民間施設の避難所としての提供に関する協定の締結を推進します。 【長寿介護課 地震・防災課】 | 締結先の検討実施 | 市内福祉避難所の協定 締結完了 | 市街施設との協定締結 |
| 避難所の運営体制等の整備の推進 | 職員や、地域住民が協力して避難所を運営できるよう、運営マニュアルを作成し、運営訓練を実施します。 【地震・防災課 総務課】 | 未実施 | 実施 2か所で運営マニュアルを作成。訓練を実施する。 | 全域のマニュアル作成 訓練実施 |
| | 避難所の支援ができるよう本部での備蓄を計画的に推進します。 【総務課 地震・防災課】 | H26年度備蓄体制を開始。公用車燃料については、日常から満タンにするよう心掛けている。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 避難所との連絡や、職員間での連絡体制などを検討するとともに初動訓練を行います。 【地震・防災課】 | 職員防災配備要領に基づき、総合防災訓練で実施。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 救援物資の受け入れ・配給体制のマニュアルを作成する。 【地震・防災課 市民課 福祉事務所】 | 避難所運営マニュアル作成等優先事項に取り組んでいるため未作成 | 救援物資体制計画作成 | 救援物資体制計画修正 |
| 災害救助、救護の訓練の実施 | 飲料水確保のため給水タンク車の確保や、井戸水等の活 | 給水タンク（1m ³ ×4） | 浄水器配備 | 保守・維持管理 |

| | | | | |
|----------------|--|--|-------------------------|-----------|
| | 用、浄水器等の使用による河川水の活用について検討するとともに、必要な物品の整備を行います。 【水道課 地震・防災課】 | を配備済み。タンクを積載する車両をリース。浄水器未配備 2か所の水脈調査を実施。水脈に当たらず | 既存井戸情報の収集 保守維持管理 | 既存井戸情報の収集 |
| | 緊急救護用具を設置し、訓練を実施する。 【健康推進課 地震・防災課】 | 26年度検討・ 27年度訓練実施済み | 継続実施 | 継続実施 |
| | 地域住民とともに夜間避難訓練、事業所における避難訓練、救助用具を使用しての訓練を行います。 【地震・防災課 消防署】 | 夜間避難訓練未実施 事業所避難訓練は桐間地区の事業所を中心に実施 | 夜間避難訓練実施 事業所の訓練は継続実施 | 継続実施 |
| | AEDや人工呼吸法、応急手当法等の訓練や、用具がない場合の身近な物品を使つての救助・救護方法等の訓練を行います。 【消防署 地震・防災課】 | 申請があったものに対応している | 継続実施 | 継続実施 |
| 備蓄対策への啓発活動の強化 | 家庭における備蓄対策（浴槽への備蓄水確保など）の啓発を強化する。 【地震・防災課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |
| 被災者の健康管理体制の整備 | アレルギー対応の食糧、口腔衛生の図れる物品、感染症予防のマスク・消毒剤等の備蓄を進めます。 【健康推進課 地震・防災課】 | 内容・方法等検討済み | 備蓄実施 | 資材等備蓄 |
| 防疫対策活動の実施体制の整備 | 避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するための体制の整備を図るとともに、消毒用資材等の備蓄を進めます。 【健康推進課 環境保全課 地震・防災課】 | 体制等未検討 | 体制等検討 | 資材等備蓄 |
| 災害時の応援体制の構築 | 隣接自治体や県外自治体（姉妹提携等）との災害時応援協定の締結を進めます。また、企業との災害時応援協定を拡げてきます。 【地震・防災課 元気創造課 企画政策課】 | 津野町、佐川町、岡山県真庭市等と協定締結済み。民間企業27社と協定締結済み。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 食料等の流通備蓄方法を検討し、計画的な流通体制を整備する。 【地震・防災課 学校教育課 福祉事務所 長寿介護課 健康推進課 元気創造課 農林水産課 市民課】 | 未実施 | 流通備蓄計画策定・実施 | 継続実施 |

③医療救護対策

南海トラフ巨大地震発生時には、負傷者が多数発生し、医療の供給と需要のバランスが大きく崩れ、すべての人に速やかに医療を提供することができなくなることが予想されます。多くの生命を救うためには、地震による医療機関の被害をできるだけ少なくするとともに、特に緊急の医療を必要とする負傷者等に優先して提供するなど、限られた医療資源を効率よく運用することが必要となります。

このため、地震発生時における医療救護活動に係る体制づくりや医療機関における防災対策を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|-----------------------|---|-----------------------|---------------------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 医療活動の体制整備 | 災害時医療救護計画の見直しを図る。 【健康推進課 地震・防災課 消防署】 | 実施 | 見直し計画に基づき実施 | 継続実施 |
| | 市医師会と協議の場を持ち、医療チーム編成を要請する また、高幡広域医療検討会の共通課題として取り組みを強化する。 【健康推進課 地震・防災課】 | 未実施 | H28年度要請 | 毎年の見直し |
| | 医療施設自体が移動できる救護車両などの確保に係る 災害協定・体制を図る。 【地震・防災課 健康推進課】 | 日本赤十字等との協議 ・検討は未実施 | 日本赤十字社との協議 ・検討 | 実施 |
| | 医療物資の不足に備えて配給情報伝達の体制整備を図る。 【健康推進課】 | 未検討 | 検討 | 実施 |
| 医療救護所の設置・運営 | 資機材保管場所や、配備体制についてマニュアルを作成する。 【健康推進課】 | 医療救護計画による訓練等の検討を実施 | 独自マニュアル作成 | 実施 |
| | 避難所等での長期滞在による健康管理について、病院保健所・市が連携し、保健活動マニュアルを作成する。 【健康推進課】 | 検討・作成は未実施 | 検討 | 実施 |
| 医療資機材の備蓄 | 2年に1回JM3をチェックし、簡易ベッドやシートなど、必要な資機材の整備を図る。 【健康推進課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 医薬品の確保に係る薬剤師会との協定に基づく、連携体制の整備を図る。 【健康推進課】 | 未実施 | 計画見直しの協議 連携体制の検討 | 実施 |
| 救命・救急・応急処置、トリアージの訓練啓発 | トリアージ研修や医療救護訓練を行う。 また、トリアージについて市民への啓発を図る 【健康推進課 消防署】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

④緊急輸送対策

地震発生後は、道路の遮断や渋滞、港の岸壁の被害などが発生し、救助活動や救援物資の輸送に支障が生じることがあります。このため、南海トラフ巨大地震発生時において緊急輸送を確保できるよう、緊急輸送道路の確保等の対策を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|------------|--|----------|---|-----------------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 緊急輸送ルートの整備 | 緊急輸送ルート整備計画を策定し市道等の整備を図る。 【建設課 企画政策課 福祉事務所】 | 未実施 | 市内搬入・避難所への緊急輸送ルートを検証 長期孤立が予想される集落を抽出 市道危険個所の把握。 | 緊急輸送ルートの整備計画の策定 |

⑤孤立・長期浸水対策

南海トラフ巨大地震発生時には、津波や土砂災害によって孤立する地域が出ることや、津波や地盤沈下によって長期に浸水する地域が出ることも考えられ、人的・物的な被害を拡大させるとともに、復旧・復興までに長い時間を要し、住民生活や経済活動にも大きな影響を与えることが予想されます。

このため、地域の孤立や長期浸水に迅速に対応できるよう、発生時における課題の整理や対応方法などの検討を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|---------------|--|-----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 排水機場施設の整備・耐震化 | 主要な設備機器は浸水深以上の階に設置を検討する。 また、浸水した場合でも早期に応急・復旧できるよう設備の整備を図る。 【建設課 農林水産課】 | 建設課は未検討 農林水産課は検討済み | 建設課 検討 農林水産課 継続実施 | 建設課 実施 農林水産課 継続実施 |
| | 排水ポンプ車・燃料等の確保について、関係機関への要請計画を作成する。 【建設課】 | — | H29 年度迄に計画実施 | — |
| | 排水ポンプ場の耐震化計画を作成する。 【建設課】 | | | |
| 救助・救急体制の整備 | 国・県・防災関係機関との連絡体制マニュアルを策定する。 【地震・防災課】 | 現行マニュアル見直し 未実施 | 現行マニュアル修正・見直し | マニュアル修正等 |
| 集落孤立の対策 | 孤立が予想される集落の検討を実施し、災害時の応急活動チェックリストを作成する。 【地震・防災課 建設課 農林水産課】 | 孤立集落対策計画未策定 | 孤立集落対策計画策定 | 実施 |

| | | | | |
|--|--|-----------------------|----------|------|
| | 孤立予想集落での井戸水等を調査し、災害時に利用できる体制を検討する。 【地震・防災課】 | 2件の水脈調査を実施したが水脈に当たらず。 | 既存井戸情報収集 | 継続実施 |
| | 孤立地区での救助・救援訓練を実施する。 【消防署 地震・防災課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |

(2) 復旧活動

①迅速な復旧対策

南海トラフ巨大地震の被害から早期に復興するためには、応急活動に続く復旧活動への速やかな移行が重要となります。南海トラフ巨大地震の発生時には、活用できる物的・人的な資源に限られるため、特に対処すべき業務等が膨大に増える分野において円滑な業務が行えるよう、体制づくりを進めます。

また、ボランティアによる善意の手助けが被災者の心身ともに大きな力になると考えられます。特に市職員の被災も予想されるなか、市が対応すべき業務を円滑に行うためには、専門的な知識や技術を有するボランティアの活動が大きな力となる事が考えられますので、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるように体制づくりを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|--------------------------|---|--|---|--------------------------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 復旧計画の策定 | 上下水道復旧計画の策定 道路復旧計画の策定 【水道課 建設課】 | 下水道復旧計画（BCP）は H26 年度策定済み 上水道復旧計画は未策定だが、日本水道協会の正会員であり、「公益社団法人日本水道協会中四国支部相互応援対策要綱」により応援活動を行う。 道路復旧計画は未策定 | 上水道の BCP については、庁内協議を進め H30 年度をめどに作成予定。 道路復旧計画については、県の道路啓開計画に基づき対応する。 | 継続実施 |
| 災害廃棄物処理計画の策定 | 候補地の選定 『災害廃棄物処理計画』を作成する。また、他自治体、関係機関との「災害協定等」を締結する。 【環境保全課 総務課】 | 計画未策定 処分候補地未選定 災害協定等の締結は一部実施 | 計画策定 処分候補地の選定 災害協定の更なる締結 | 処理計画の見直し・検討 災害協定の拡大 |
| がれき等の散乱、汚水、堆積物等での衛生環境の改善 | 腐敗性廃棄物の優先的処理、消毒薬の備蓄体制の確立等 『対応マニュアル等』を作成する。また、他自治体、関係機関との『災害協定等』を締結する。 【環境保全課】 | 対応マニュアル未作成 災害協定等の締結は実施 | 災害廃棄物処理計画内に策定 災害協定の更なる締結 | 処理計画の見直し・検討 災害協定の拡大継続 |

| | | | | |
|----------------------|---|--------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| し尿処理計画の策定 | 『災害廃棄物処理計画』を作成する。また、他市町村との『災害協定等』を締結する。 【環境保全課】 | 計画策定、災害協定の締結ともに未実施 | 災害廃棄物処理計画内に策定 災害協定締結 | 処理計画の見直し・検討 災害協定締結の拡大 |
| 遺体処理、埋火葬計画の策定 | 『須崎市災害火葬計画』、『埋葬計画』の策定 【環境保全課 福祉事務所 警察 その他関係機関】 | 未策定 | H29年度に遺体対応マニュアルとして策定。 | 計画の見直し・検討 |
| 仮設住宅建設候補地の選定 | 長期避難者の滞在が可能な施設を建設するための建設候補地の選定。 【農林水産課 住宅・建築課 農業委員会】 | 候補地等となる農地等の選定 | 候補地となる農地等の所有者協議 候補地の変更 | 継続実施 |
| 災害ボランティアの活動支援 | 効果的ボランティア活動を行うため、支援体制を整備する。『マニュアル等』の見直し。 【社会福祉協議会 福祉事務所】 | H27年度初期行動マニュアルを見直し。 模擬訓練を実施 | 各マニュアル見直し・訓練実施 | 継続実施 |
| 被災者相談窓口体制の整備 | 総合窓口体制整備計画の作成。 【総務課 その他関係機関】 | 計画策定済み | 実施 | 継続実施 |
| 応急保育・教育の実施 | 計画の策定。 【学校教育課 子ども・子育て支援課】 | 計画策定済み | 実施 | 継続実施 |
| 流言の防止・犯罪発生の予防 | 正確な情報の発信手段等の確保の検討。 関係機関と連携する。 【総務課 警察署 企画政策課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 庁内データの整理 | 公共建築物や各課が保有する台帳データの整理 【総務課 企画政策課】 | 庁内協議未実施 | 庁内協議 | 実施 |
| 罹災証明の発行（新規H29） | 発行手順のマニュアル化 【税務課 建設課 環境保全課 地震・防災課】 | | マニュアル骨子作成 関係部署との協議 | マニュアル実施 |
| 宅地・家屋の応急危険度判定（新規H29） | 判定マニュアルの作成 【住宅・建築課 建設課 地震・防災課】 | | 関係部署との協議 | マニュアル実施 |

(3) 震災復興

①災害に強い復興対策

南海トラフ巨大地震発生時には、市内全域で甚大な被害が発生し、その復興までには長い時間と労力が必要となります。

復興への歩みは南海トラフ巨大地震発生直後から始まりますが、市民の理解と協力のもとに進めていくことが不可欠です。

このため、南海トラフ巨大地震発生後に早く復興に着手できるよう、あらかじめ復興の際の課題や方法などについて検討を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|---------------|--|--|--|------------|
| | | 短期 (2 箇年) | 中期 (5 箇年) | 長期 (10 箇年) |
| 地籍調査の迅速化及び優先化 | 津波等による被災後は、これまであった宅地、農地等の境界も不明となることが予想されるため、被災後のまちづくりを計画するにあたり、正確な境界を把握することが必要であることから、地籍調査の迅速化はもちろんのこと、津波浸水予想地域から優先的に調査を実施する。 【建設課】 | 優先順位の決定済み | H30 年度津波浸水区域の調査に向けて検討中 | 実施 |
| 事前復興計画の策定 | 事前復興計画の策定 復興対策の手順等の明確化 復興に関する基礎データの収集・確認 街づくり（産業復興・生活復興等）計画の策定 土地利用計画の検討 【総務課 企画政策課 建設課 元気創造課 農林水産課 福祉事務所 地震・防災課】 | 未策定。個別の復旧計画として、企画課では庁内の ICT-BCP、建設課では土地利用計画として、高台開発も見据えた立地適正化計画を策定中。 | 計画策定 (地震・防災課が所管に入りつつ全庁的な検討会を立ち上げ、個別計画と整合性を図ることが必要。) | 実施 |

3. 南海トラフの巨大地震に備えるため、自助・共助・公助のネットワークづくりを進める

(1) 地域防災力の向上

①自主防災組織等の活動対策

南海トラフ巨大地震発生時には、市役所、消防署等の市内の公的機関も被災し、公的な活動が制限されるとともに、建物の倒壊や火災、津波などが同時多発的に発生し、対応能力を超えることが予想されます。

また、地震や津波により道路が寸断され、市外からの救助機関等の到着も遅れる事が予想されますので、地域で協力して避難や救助・消火活動などを行うことが重要となります。

さらに、被災生活が長期間に及び、多くの方が様々な面で不自由な生活を強いられることから、地域での支えあいが心身ともに重要となりますので、地域で互いに支えあう仕組みや体制づくりを引き続き進めていきます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|------------------------|---|--------------------------------|----------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 自主防災組織の活性化の促進 | 防災資機材整備費への補助を受けていない自主防災組織に対し、補助制度の活用を促進します。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 自主防災組織の活動促進のための補助制度を検討する。 【地震・防災課】 | 須崎市自主防災組織育成活動事業を実施している。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 南海地震津波からの避難について、詳細な避難グループ（自主防災組織等）での避難を促す。 【地震・防災課】 | 避難要支援者の対応を検討。個別支援計画に基づき決定していく。 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 自主防災組織に対し、県等が実施する防災に対する学習会や講演会についての情報提供を積極的に行います。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 市が主催する自主防災組織リーダー研修会等を行い、自主防災組織の活動活性化を促します。 【地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 災害に向けての市民等への啓発・情報提供の推進 | 市民を対象とした各種訓練や避難経路の確認、防災学習会等に対し、市職員や消防署員・消防団員による支援を継続します。 【地震・防災課 消防本部】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 食糧、飲料水、簡易トイレ等の自主備蓄及び避難時の持 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

| | | | | |
|---------------|--|--------------------------------|---------|------|
| | 参物等について、啓発を行います。 【地震・防災課】 | | | |
| | 地震や津波に対する正しい知識を周知し、誤った伝承などによる混乱のないように防災知識の普及を図ります。 【地震・防災課 生涯学習課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 被災者の健康管理体制の整備 | 薬を使用している方へのお薬手帳の普及と携帯の周知を図ります。 【健康推進課】 | 市ホームページへの掲載、健康まつりでの薬剤師による啓発を実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 孤立に備えた訓練の実施 | 孤立が予想される地区については、津波・家屋の倒壊などのほかに、孤立もありえる事を日頃の防災訓練時に、十分周知徹底しておく。 【地震・防災課】 | 啓発実施 訓練未実施 | 啓発を継続する | 継続実施 |

②災害時要配慮者支援対策

自力避難が困難な高齢者や身体に障害がある方は、大規模な災害時に大きな被害を受ける可能性があります。また、聴覚・視覚に障害がある方や外国人の方は情報を得ることが困難な場合があります。

こうした災害時に特別な援護の必要な方（災害時要配慮者）が南海トラフ巨大地震によって大きな被害を受けないためには、自らの備えや地域・行政等による支援が欠かせません。

このため、自主防災組織等や支援団体等と連携しながら、災害時要配慮者を支援するためのネットワークづくりや体制づくりを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|---------------|--|---------|---------|----------|
| | | 短期（2ヶ年） | 中期（5ヶ年） | 長期（10ヶ年） |
| 社会福祉施設等における対策 | 社会福祉施設や医療機関における実践的な地震防災マニュアルの作成を働きかけます。 【長寿介護課 地震・防災課 福祉事務所 健康推進課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 災害時要配慮者等の対策 | 避難支援計画に基づき、本人及び関係者の同意を得て、要配慮者の登録を進め、災害時の活用について体制の整備を行います。 【長寿介護課 福祉事務所 健康推進課 地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 地域関係機関、事業者、行政等で構成する災害時要配慮者避難支援連絡協議会を設置し、要配慮者の避難支援について課題等の検討を行います。 【長寿介護課 福祉事務所 健康推進課 地震・防災課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

| | | | | |
|-----------------|---|--|--------|------|
| 避難訓練の実施・検証 | 災害時要配慮者の避難訓練を定期的実施し、避難方法、誘導等について検証を行います。また、検証に基づき、スロープや手すりなどを検討します。 【長寿介護課 地震・防災課 福祉事務所】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 福祉避難所の設置及び体制の整備 | 社会福祉施設等との協議を行い、福祉避難所の指定を進めます。また、施設ごとに開設・運営についての具体的な検討を行います。 【長寿介護課 地震・防災課】 | 指定済み | 具体的な検討 | 実施 |
| 災害時要配慮者の体力づくり | 災害時等に素早く避難できるような体力づくりを推進します。 【健康推進課 長寿介護課】 | 百歳体操、ウォーキングマップを活用した健康づくりの取り組み等を実施している。 | 継続実施 | 継続実施 |

③事業所等の防災対策

南海トラフ巨大地震が平日の日中に発生した場合には、多くの市民等が職場や学校等で被災することになります。

また、地震や津波によって生産施設や従業員に甚大な被害を受ければ業務を中断せざるを得なくなり、時には事業所等の存続が困難となる事態も発生します。

このため、事業者等における防災対策や事業継続の取り組みを進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|--------------------------|--|---|---------|----------|
| | | 短期（2ヶ年） | 中期（5ヶ年） | 長期（10ヶ年） |
| 災害に向けての事業所への啓発活動の実施 | 防災訓練や防災学習会への参加を促すとともに、防災対策（事業所としての備蓄を含む）の向上促進のため、啓発を行います。 【地震・防災課 元気創造課】 | 桐間地区にある事業所やJRとの訓練は行っているが、広く事業所向けの訓練参加や防災啓発は未実施。 | 継続実施 | 継続実施 |
| 事業所における事業継続計画等（BCP）作成の啓発 | 事業所への情報提供（学習会等への案内含む）等により、事業所における事業継続計画（BCP）の作成について、働きかけを行います。 【元気創造課 地震・防災課】 | 未実施 | 検討 | 実施 |

(2) 防災啓発の強化

①防災教育の推進対策

地域等によって、程度の差はありますが、ほぼすべての市民が何らかの被害を受けると考えられます。

特に子どもたちの世代は、南海トラフ巨大地震に遭遇する可能性が高いと言えますので、確かな知識と的確な判断ができる人材を育成することで、被害を大きく軽減することが可能です。保育園や小中学校における防災教育や市民への啓発、情報提供を進めます。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|----------------|--|----------|----------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 防災教育の推進 | 市職員・消防署員の派遣や資料の提供、高等学校・大学・教育機関との連携等により、各保育園・幼稚園・小中学校における防災学習の取り組みを支援・推進します。（自主防災組織、その他活動組織との連携や横のつながりについての取り組み推進） 【学校教育課 子ども・子育て支援課 地震・防災課 消防署 生涯学習課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| 市民への啓発・情報提供の推進 | 広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビ等の防災情報の充実を図ります。（防災啓発の番組等の作成、市内イベントでの防災啓発の強化） 【地震・防災課 元気創造課 企画政策課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |

②人材育成対策

南海トラフ巨大地震発生時には、一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮しその役割を果たすことが、多くの生命を助けることにつながります。

このため、地域や市役所、消防機関において防災活動に従事する人材の育成を図ります。

| 実施項目 | 具体策【所管】 | 計画期間 | | |
|------------|--|---------------|----------------------|-----------|
| | | 短期（2 箇年） | 中期（5 箇年） | 長期（10 箇年） |
| 防災に携わる人材育成 | 市の災害対応力の向上を目指し、全職員を対象とした災害対応研修を実施する。 【地震・防災課】 | 新採時研修を実施している。 | 全職員対象を検討 新採時研修は継続 | 継続実施 |
| | 災害対策本部員等を対象とした実践的な防災訓練、夜間・休日の参集訓練、災害図上訓練等を実施します。 【地震・防災課 総務課 企画政策課】 | 未実施 | 実施内容、回数等検討 | 実施 |

| | | | | |
|--------------|--|---|-----------------|--------------------|
| | 地域の防災リーダーを中心に防災士の育成を図るとともに、独自の防災リーダー育成を検討する。 【地震・防災課】 | 8地区で2人/年(2年間で32名養成)は、主催者側の受講制限によりこれまで6名を養成。 | 8地区で8名/年(各地区1名) | 自主防災組織・事業所等で1人/年養成 |
| | 教育・保育現場の災害対応力の向上と防災教育の指導者の育成を図る。 【学校教育課 子ども・子育て支援課】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 過去の地震・津波被害や歴史、石碑等について説明できる人材(語り部)の養成 【地震・防災課 生涯学習課】 | 未実施 | 指導者育成 | 継続実施 |
| 応急医療・福祉の人材育成 | 基礎的な応急処置(AED)を市職員の誰もが実施できるよう職員研修として救急救命講習を定期的に実施する。 【総務課 健康推進課 消防署】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 市職員を対象に避難所において発生する避難者への対応を身につけるための研修を実施する。 【健康推進課 総務課】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |
| 災害救助・消防の人材育成 | 古くなった公共施設等の耐震化に伴う取り壊しの際に市、消防が協議し、がれきの中からの救助訓練の充実を図る。 【消防署 総務課】 | 機会がある際に実施 | 継続実施 | 継続実施 |
| | 災害時の消防力の充実・強化に係る人材育成を目的に、市職員、署職員、団員、自主防災会員との連携した研修を実施する。 【地震・防災課 消防署】 | 未実施 | 実施 | 継続実施 |
| | 火災・消火に関する知識を養うため、市民に対する訓練を実施する。 【消防署】 | 実施 | 継続実施 | 継続実施 |